

令和8・9年度扶桑町小規模事業者登録申請書提出について

令和8・9年度において扶桑町が発注する工事・設計等業務に係る見積（※）に参加を希望される扶桑町内の事業者の方は、下記により申請書を提出してください。

※ 予定価格が工事：200万円以下、設計等業務：100万円以下のもの

1 申請者の資格

次のいずれかに該当する方は、申請の資格がありません。

- (1) 扶桑町内に主たる事業所又は住所を有しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は該当しない。）
- (3) 希望業種について入札参加資格者名簿に登載されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格又は許可等を有しない者
- (5) 町税等を完納していない者
- (6) その他町長が不適当と認めた者

2 小規模事業者登録の有効期間

申請日	有効期間
① 令和8年1月5日から令和8年2月16日まで(定時受付)	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
② 令和8年4月1日から令和10年1月31日まで (随時受付)	名簿登載の日から 令和10年3月31日まで

3 申請書の受付期間、時間及び場所

- (1) 受付期間 ①定時受付

令和8年1月5日から令和8年2月16日まで

- ②随時受付

令和8年4月1日から令和10年1月31日まで

(①：土曜・日曜・祝日は除く。②：土曜・日曜・祝日及び12月29日から1月3日までは除く。)

- (2) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 受付場所 扶桑町役場 2階 総務部 行政課

4 申請書及び添付書類

	提出書類	注意事項
1	扶桑町小規模事業者登録申請書	扶桑町ホームページに掲載
2	町税納税状況等の調査同意書	扶桑町ホームページに掲載
3	登記事項証明書（★）	法人のみ
4	身分（身元）証明書（★）	扶桑町外に本籍を有する個人事業者のみ
5	許可・登録等証明書（★）	必要とする業種のみ

★印の書類は、鮮明なものに限り原寸のコピーでも可。

なお、これらの書類では「扶桑町内に主たる事業所を有すること」が確認できない場合、「個人事業の開業届出書」の写し(県内税務署受付印のあるもの)などの提出を求める場合があります。

5 登録及び取扱い

申請書及び添付書類を審査（※）後、小規模事業者登録名簿に登載するとともに役場内で公開し、工事・設計等業務見積業者選定時の参考にします。ただし、小規模事業者登録名簿に登載しても見積や契約を約束するものではありません。また、本制度の透明性を図るため、登録名簿を一般に公開する場合があります。

※ 審査の結果によっては名簿に登載できないことがあります。

6 登録事項の変更について

登録内容に変更があったときは、速やかに「小規模事業者登録事項変更届（扶桑町ホームページに掲載）」を提出してください。

7 登録の取り消しについて

小規模事業者登録名簿に登載されていても、登録資格要件に該当しなくなつた場合のほか、契約に関して不誠実な行為等があった場合には、全部又は一部の登録が取り消されることがありますのでご注意ください。

8 その他

- (1) 書類はボールペン等で明確に記入してください。
- (2) 証明書類は申請日において発行日より 3 か月以内のものを添付してください。

9 問い合わせ先 扶桑町役場 総務部 行政課 TEL 0587-92-4105（直通）

申請書等書式は、扶桑町ホームページに掲載しています。

また、扶桑町役場行政課窓口でも配布しています。